

3 議会が変わらなければ、田舎の町村の行政は変えられない。

平成31年4月の、統一地方選挙で、無投票で議員が決まる市町村が数多くあり、テレビ報道等で、議員のなり手不足の問題が再三取り上げられましたが、そんなことより、もっと大きな問題があります。

それは、今の地方議会は、特に田舎の町村の議会は、行政と議会が馴れ合いになり、議会の本分である、行政のチェック機能を全く果たしていないことです。議会のチェック機能がないと、どうしても行政の不正が生まれます。

村長が不当なこと又は違法なことをしようとした時、それを止めたり、村長に意見を言うことができるのは、議会しかないのです。議会と村長が馴れ合いになれば、村長は、違法なことも、何でも自由にできてしまいます。

私の村では、村長が民間ソーラー会社に村有地を無償譲渡し、住民監査請求がなされ、村長が監査委員から勧告されるという事件がありました。

一人の議員が、議会で村長が勧告を受けたことについて、責任追及しようと質問通告したところ、議長から、その問題については、質問するなどの圧力がかかりました。

また、議会で質問通告に従い、その議員が質問したところ、議長が、その議員の発言を制止してしまいました。

更に、その議員は真相究明のため、100条委員会の設置の条例案を提出しようとしたのですが、賛同する議員は誰もいませんでした。

それどころか、中立公平であるべき議長が、村長選で現職村長の宣伝カーに乗って応援しているのです。

ここまでひどくはないにしても、田舎の町村の議会は、似たような状況であると思います。

昔は、県が市町村の不適切な行政を見つけた場合、県が市町村を指導するということができたが、今は、県と市町村は対等の立場ということで、県は、市町村に対して、意見を言うことはできても、指導することはできないということになっています。

チェックするものがいなければ、不正は起こります。議員のなり手不足などということの問題にする前に、地方議会はその本分であるチェック機能を果たしているのか、ということの問題にすべきです。今の町村の議員は、自分の生活が第一で、生活のために議員をしているようなものです。今は、無投票になりそうな町村に、その町村と何の関係もない人が、わざわざ住所を移して、議会選挙に出る人もいると聞きます。

今の田舎の町村議会の議員さんより、ボランティアの自治会の役員さんの方が、無給なのに、しっかり自治会活動をしていると思います。